

商 業 第 4 8 8 - 1 0 号

平成 2 2 年 1 2 月 7 日

株式会社松本ビル
代表取締役 松本 和子 様

埼玉県知事 上田 清司

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見について（通知）
このことについて、下記のとおり通知します。

記

1 対象の届出

- (1) 届 出 者 株式会社松本ビル 代表取締役 松本 和子
- (2) 届 出 日 平成 2 2 年 5 月 1 2 日
- (3) 届出内容 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定による届出（変更）
- (4) 名 称 西友狭山市駅前店
- (5) 店舗所在地 狭山市入間川一丁目 1 8 番 1 号

2 意見の有無及び内容

意見なし

3 附帯意見

違法駐車・違法駐輪の抑制及び駐車場・駐輪場の必要台数の確保に努めること。